

一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目標1：育児休業を希望した職員が取得しやすい環境の整備

男性職員について計画期間内に取得実績があること

対 策

令和2年5月 制度全般を含め男性も育児休業を取得できることの広報

令和2年5月 管理職及び職員に対し啓発するとともに、育児休業制度の周知徹底を図る。

目標2：子の看護休暇取得の促進

対 策

令和2年5月 制度全般を含め、管理職及び職員に対し啓発するとともに、子の看護休暇制度の周知徹底を図る。